⑺　Time-limit for tender : 17 : 00　14 April 2014
⑻　Contact point for the notice : Tomohiro Kunimoto, Procurement Section, Finance Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice, 1―1―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8977 Japan. TEL 03―3580―4128

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年2月20日
支出負担行為担当官
外務省大臣官房会計課長　本清　耕造
◎調達機関番号　014　◎所在地番号　13
○第18号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　借入件名及び数量　官房業務システムの運用業務一式
⑶　調達件名の特質等　調達仕様書による。
⑷　履行期間　平成26年５月１日から平成28年４月28日まで
⑸　履行場所　支出負担行為担当官が指定する場所
⑹　入札方法　上記⑵に係る経費の総額で行う。
なお、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成25・26・27年度外務省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のA、B、又はCの何れかの等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。
⑷　外務省及びその他の省庁等から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、交付方法
〒100―8919　東京都千代田区霞が関２―２―１　外務省大臣官房会計課調達室　安田　直子　電話03―3580―3311　内線3776　ＦＡＸ03―5501―8097
※外務省ホームページからもダウンロード可能。
⑵　入札説明会の日時及び場所　平成26年３月12日午前11時00分　外務省会議室（155号室）
本入札説明会に出席を希望する者は、出席予定者を平成26年３月11日午後５時00分までに上記３⑴までＦＡＸにて連絡すること。
⑶　入札書の受領期限　入札参加を希望する者は、平成26年４月11日午後３時までに上記３⑴に示す場所に入札書等を提出しなければならない。郵送による場合は受領期限までに必着のこと。
⑷　開札の日時及び場所　平成26年４月22日午後３時00分　外務省入札・開札室（206号室）
⑸　問い合わせ先
入札手続関係：上記３⑴に同じ。
仕様関係：外務省大臣官房情報通信課　中村　博　電話03―3580―3311　内線5294
ＦＡＸ03―5501―8195
4　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書及び証明書等書類を入札書の受領期限までに提出すること。なお、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
⑷　入札書の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した業務を確実に履行できると支出負担行為担当官が判断した書類を添付して入札書を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　その他　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kozo Honsei, Director of the Financial Affairs Division, Minister's Secretariat, Ministry of Foreign Affairs.
⑵　Classification of the products to be procured : 71, 27
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Computer operation, 1 set
⑷　Fulfillment period : From May 1, 2014 through April 28, 2016
⑸　Fulfillment place : The place will be specified later.
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ; ②not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ; ③have Grade A, B, or C "offer of services, etc" in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Foreign Affairs (Single qualifycation for every Ministry and Agency) in the fiscal years 2013, 2014 and 2015 ; ④not being suspended from transacttions by request of the officials in charge of contract.
⑺　Date and time of tender explanation meeting : 11 : 00 a.m. March 12, 2014
⑻　Time-limit for tenders bring with : 3 : 00 p.m. April 11, 2014
⑼　Contact point for the notice : Hiroshi Nakamura, Information and Communications Division, Minister's Secretariat, Ministry of Foreign Affairs 2―2―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8919 Japan. TEL 03―3580―3311 Ext. 5294

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年２月20日
支出負担行為担当官
国税庁長官官房会計課長　牧田　宗孝
◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13
○第１号（No.１）
1　調達内容
⑴　品目分類番号　14、71、27
⑵　借入物品等及び数量　業務管理情報・企画システム用機器の借入等　一式
⑶　調達案件の特質等　調達案件の性質等に関し、支出負担行為担当官が別途指示する特質を有すること。
⑷　借入期間　平成27年４月１日から平成31年３月31日までの間
⑸　借入場所　当庁の別途指定した場所
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。